

(意見書案第2号)

プラスチックごみの減量対策を国の責任において取り組むことを求める意見書

海洋プラスチックごみを初めとするプラスチックごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策は地球環境の将来を左右する重要課題となっている。

世界で生産されているプラスチックは年間約3億8千万トンに及び、そのうち800万トン以上が海に流出していると言われている。特に、5ミリメートル以下のマイクロプラスチックや、洗顔料、化粧品などに使用されているマイクロビーズを魚や鳥などの動物が飲み込み、人間がこれらを摂取することによる人体への影響も懸念されており、国際社会では使い捨てプラスチック製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっている。

令和元年6月に大阪で開催された20カ国・地域首脳会議(G20)では、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択したが、我が国は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量がアメリカに次ぎ、世界で2番目に多く、年間約900万トンのプラスチックごみを排出し、約100万トンを東南アジア諸国に輸出している。ところが、輸出された大量のプラスチックごみが適正に処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになった。

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約が改正され、汚れたプラスチックごみは国内処理が原則となり、東南アジア諸国が輸入中止に踏み出している。とりわけ、プラスチックごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応し切れていない状態であり、抜本的な対策が急がれる。

よって、国においては、生産の段階からプラスチックごみの減量対策を国の責任において取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣

} 宛